

# 事業所内保育事業とは

児童福祉法に基づく保育事業で、市区町村が定めた基準を満たし、認可を受ける事業です。

0歳児から2歳児までのお子さんを対象に、会社等の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。

保育所型と小規模型との2種類あります。

保育所型は定員20人以上、小規模型は定員19人以下で、設備及び職員の基準については、保育所型は保育所と同等、小規模型は小規模保育事業と同等のものです。小規模型は保育士資格保有者の割合により、A型又はB型の基準に区分されます。

西東京市の事業所内保育事業は小規模型です。

## ◆参考:小規模保育事業の基準◆

満3歳未満の保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設です。

区分	基準職員数	基準職員の資格	保育室等	給食
A型	保育所の保育士配置基準※1 +1名	保育士	・0歳児及び1歳児 1人当たり3.3㎡ ・2歳児 1人当たり1.98㎡	・自園調理 ・調理設備 ・調理員
B型	保育所の保育士配置基準 +1名	1/2以上保育士 その他職員は 研修修了者※2	・0歳児及び1歳児 1人当たり3.3㎡ ・2歳児 1人当たり1.98㎡	

※1 保育所の保育士配置基準 0歳児⇒児童3人に保育士1人 1・2歳児⇒児童6人に保育士1人

※2 保育士以外の職員(基準)は、市町村長が行う研修(都道府県知事又はその他の機関が行う研修を含む)を修了し、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長村長が認めた者

## ご注意ください

障害のあるお子さんや疾患をもつお子さんの受入は困難な場合があります。必ず申込み前に施設と相談し、受入の可否について確認してください。